

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	平均 年齢	職 員 数	平均給料 月 額	平均給与月 額 (A)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
全 体	56.8	8人	240,800 円	256,200 円	-	-	-	-
うち調理員	56.08	3人	240,200 円	254,600 円	調理員	38.7	278,700 円	0.91
うち用務員	57.08	5人	241,100 円	259,600 円	用務員	53.9	225,900 円	1.15

- 1 「平均給料月額」とは、平成 20 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成 17 年～19 年の 3 か年の平均）
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

平均給与等のデータについては、個人が特定されるので公表しません。

調理員

区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	0 人	3 人

用務員

区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	4 人	0 人	5 人

(3) その他給与に関する事項 (給料表、手当、昇給基準)

ア 給料表

行政職給料表(二)を適応します。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当

ウ 昇給基準

毎月 4 月 1 日を基準日とし、職員の勤務成績に応じ 4 号給 (55 歳を超える場合は 2 号給) を標準として昇給します。

2 . 基本的な考え方

基本的には、退職不補充とし、平成 21 年度からは中学校の給食業務は民間委託を行っています。小中一貫校の開校に向けて最終的には、給食業務は民間委託を行う予定です。その他の業務については、嘱託員等の採用などで対応し、正規職員の採用は行わない予定です。

3 . 具体的な取組内容

平成 18 年 4 月に国家公務員に準じた給与構造の見直しを実施したところですが、地域手当については、当該制度の完成時である 22 年 4 月までに国の基準に適合する内容に段階的に引き下げていきます。

4 . その他

技能労務職職員については退職者不補充とし、業務内容については廃止を基本に民間委託か嘱託職員の採用等で対応することとし、技能労務職職員の採用は今後行わない予定です。